

○内閣府令第六十五号

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）の一部の施行に伴い、並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十二条の二第二項、第四十九条の五（同法第四十九条の七第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の九、第八十六条の十五第一項、第九十条の三第二項第八号及び第九十条の四第二項並びに災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第二十条の三、第二十条の四及び第二十条の六の規定に基づき、並びに同法を実施するため、災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令

（災害対策基本法施行規則の一部改正）

第一条 災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（地区居住者等による提案）

第一条 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十二条の二第二項の規定により共同して計画提案を行おうとする者は、その全員の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを市町村防災会議に提出しなければならない。

一 地区防災計画の素案

二 計画提案を行うことができる者であることを証する書類

第一条の二の次に次の七条を加える。

（令第二十條の三第一号の内閣府令で定める基準）

第一条の三 令第二十條の三第一号の内閣府令で定める基準は、居住者、滞在者その他の者（第一条の八第二号において「居住者等」という。）の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（安全区域（令第二十條の三第二号に規定する安全区域をいう。）外にある同号ロに規定する施設である指定緊急避難場所にあつては、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであることと

する。

（令第二十條の三第二号イの内閣府令で定める技術的基準）

第一條の四 令第二十條の三第二号イの内閣府令で定める技術的基準は、当該異常な現象により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によつて損壞、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること（当該異常な現象が津波である場合にあつては、次條に規定する技術的基準に適合するものであることを含む。）とする。

（令第二十條の三第三号イの内閣府令で定める技術的基準）

第一條の五 令第二十條の三第三号イの内閣府令で定める技術的基準は、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることとする。

（令第二十條の四の内閣府令で定める異常な現象の種類）

第一條の六 令第二十條の四の内閣府令で定める異常な現象の種類は、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸

水及び火砕流、溶岩流、噴石その他噴火に伴い発生する火山現象とする。

（変更の届出）

第一条の七 法第四十九条の五（法第四十九条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出は、当該変更の内容を記載した届出書を提出して行うものとする。

（災害に関する情報の伝達方法を居住者等に周知させるための必要な措置）

第一条の八 法第四十九条の九の居住者等に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

一 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に法第四十九条の九に規定する事項を記載したもの（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に掲げる情報、インターネットの利用その他の適切な方法により、居住者等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

（令第二十条の六の内閣府令で定める基準）

第一条の九 令第二十条の六の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

一 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この条において「要配慮者」という。

）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

二 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

三 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

第二条第二項中「災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）を「法」に改める。

第八条の二の次に次の四条を加える。

（安否情報の提供等）

第八条の三 法第八十六条の十五第一項の規定により安否情報について照会をしようとする者（以下この条において「照会者」という。）は、都道府県知事又は市町村長に対し、次の各号に掲げる事項を明らか

かにして行わなければならない。

一 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項

二 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

三 照会をする理由

2 照会者は、前項の規定により明らかにした同項第一号に掲げる事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該照会者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める方法によることができる。

3 第一項の照会を受けた都道府県知事又は市町村長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める情報を提供することができる。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は

照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、この限りでない。

一 照会者が当該照会に係る被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である場合 照会に係る被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

二 照会者が当該照会に係る被災者の親族（前号に掲げる者を除く。）又は職場の関係者その他の関係者である場合 照会に係る被災者の負傷又は疾病の状況

三 照会者が当該照会に係る被災者の知人その他の当該被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合 照会に係る被災者について保有している安否情報の有無

4 前項の規定にかかわらず、第一項の照会を受けた都道府県知事又は市町村長は、当該照会に係る被災者が照会に際しその提供について同意をしている安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者に係る安否情報を提供することができる。

（被災者台帳の作成）

第八条の四 法第九十条の三第一項の規定による被災者台帳の作成は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされた同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に係る被災世帯主からの申請その他の市町村長に対して行われる手続により得た情報その他の情報に基づき行うことができる。

（被災者台帳に記載又は記録する事項）

第八条の五 法第九十条の三第二項第八号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 電話番号その他の連絡先
- 二 世帯の構成
- 三 罹災証明書の交付の状況
- 四 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- 五 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時



六 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

(台帳情報の提供に関し必要な事項)

第八条の六 法第九十条の四第一項第一号又は第三号の規定により台帳情報の提供を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

三 提供を受けようとする台帳情報の範囲

四 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

五 前各号に掲げるもののほか、台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項

2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認

めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。

別記様式第一中「~~被災者台帳~~」を「~~被災者台帳~~」に改める。

第二条 災害対策基本法施行規則の一部を次のように改正する。

第八条の五第六号を第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被

災者に係る個人番号

第八条の六第二項中「当該申請に係る台帳情報」の下に「（ただし、前条第六号に掲げる事項を除く。

）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 法第九十条の四第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により市町村長が提供する台

帳情報には、前条第六号に掲げる事項を含まないものとする。

## 附 則

この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二

十六年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中災害対策基本法施行規則第八条の二の次に四条を加える改正規定 災害対策基本法等の一部

を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）

二 第二条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十

五年法律第二十七号）の施行の日